

相談支援従事者研修

研修制度の改定について

広島県障害者支援課

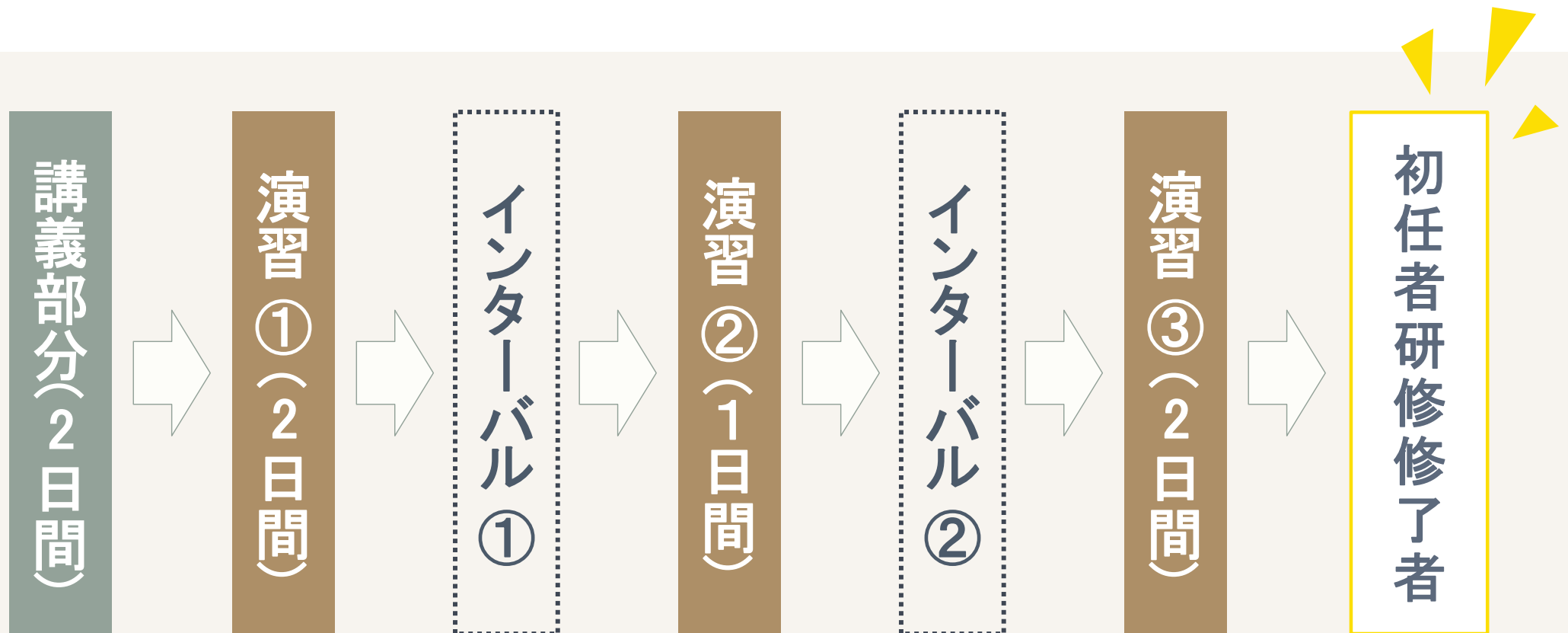
研修制度の改定について

令和2年度から厚生労働省の告示に基づき、都道府県で実施する相談支援従事者の研修制度が改定されました。

■変更点

- ・ 初任者研修・現任研修のカリキュラム拡充
- ・ 主任相談支援専門員養成研修の創設

初任者研修の新カリキュラム(7日間)



旧カリキュラム(5日間): 講義部分(2日間) + 演習(3日間)

初任者研修修了者は相談支援専門員として従事ができます。

変更点① 時間数の拡充

旧カリキュラム(5日間)

区分	カリキュラム	時間
講義 2日	障害者総合支援法等の概要 相談支援従事者の役割に関する 講義	6.5
	ケアマネジメントの手法に関する 講義	8
	地域支援に関する講義	6
演習 3日	ケアマネジメントプロセスに関する 演習	11
合計		31.5

新カリキュラム(7日間)

区分	カリキュラム	時間
講義 2日	障害児者の地域支援と相談支援従事者・サ ビ児管の役割	5
	障害者総合支援法等の概要 サービス提供のプロセスに関する講義	3
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関 する講義	6
講義 + 演習 5日	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び 演習	31.5
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		42.5

変更点② インターバル(実習)の実施

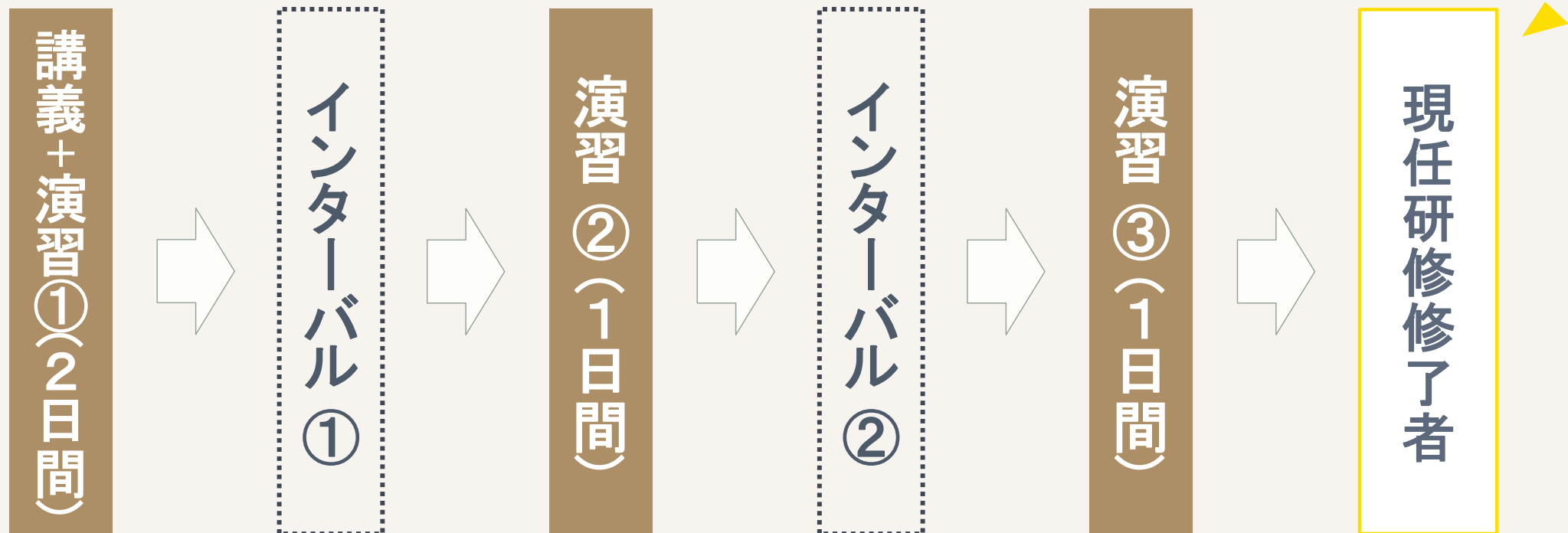
■インターバル①

演習①の内容をもとに実習課題を作成し、基幹相談支援センター・委託相談支援事業所等で内容の確認と助言を受ける。

■インターバル②

確認と助言を受けた実習課題をもとに演習②を行い、再度作成した実習課題について、基幹相談支援センター・委託相談支援事業所等で内容の確認と助言を受ける。

現任研修の新カリキュラム(4日間)



旧カリキュラム：講義＋演習(3日間)

初任者研修修了の翌年度を起算として5年ごとに一度受講することで引き続き、相談支援専門員として従事できます。

変更点① 時間数の拡充

旧カリキュラム(3日間)

区分	カリキュラム	時間
講義 + 演習 3日	障害福祉の動向に関する講義	2
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメン トの展開に関する講義	2
	協議会に関する講義	2
	ケアマネジメントに関する演習	12
合計		18

新カリキュラム(4日間)

区分	カリキュラム	時間
講義 1日	障害福祉の動向に関する講義	1.5
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメン トの展開に関する講義	3
	人材育成の手法に関する講義	1.5
講義 + 演習 3日	相談支援に関する講義及び演習	18
合計		24

変更点② インターバル(実習)の実施

■インターバル①

演習①の内容をもとに実習課題を作成し、基幹相談支援センター・委託相談支援事業所等で内容の確認と助言を受ける。

■インターバル②

所属する地域の障害者自立支援協議会等に出席し、地域の実情について課題等の把握を行う。

変更点③ 受講要件の追加

現任研修の受講対象者は、次の要件を満たす者です。

■ 現任研修を初めて受講する者

受講開始日前5年間に2年以上、「相談支援等の業務」に従事していること

■ 二回目以上の受講者(いずれかを満たすこと)

- ・ 受講開始日前5年間に2年以上、「相談支援等の業務」に従事していること
- ・ 現に「相談支援等の業務」に従事していること

※ 「相談支援等の業務」とは障害者総合支援法第5条18項に定める相談支援の業務(基本相談支援・地域相談支援・計画相談支援)及び児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を指します。(地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業又は基幹相談支援センターにおいて従事した期間も含みます。)

主任相談支援専門員研修

■ 目的

地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす者の養成

■ 受講要件

現任研修修了後に3年以上、相談支援等の業務に従事した者

■ 現任研修との関連

主任研修を修了することで、現任研修の修了と同様に相談支援専門員としての従事を継続することができます。

主任研修のカリキュラム(5日間)

■ 日程

全5日間

インターバル(実習)の実施はありません。

区分	カリキュラム	時間
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3
	運営管理に関する講義	3
講義 + 演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13
	地域援助技術に関する講義及び演習	11
合計		24

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**
※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

- ※1 継続サービス利用支援費、（継続）障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
- ※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加
「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算
地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	<u>(新) 300単位（中核的な役割を担う相談支援事業所の場合）</u> 100単位（上記以外）

- 地域体制強化共同支援加算（支援困難事例等の課題の協議会への報告）
算定対象事業所を追加(※2と同じ)

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において（継続）サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加（訪問看護事業所）、算定回数などの評価の見直しを行う。

面談・会議
・医療機関、保育、教育機関等との面談・会議


通院同行
・利用者の通院に同行し、必要な情報提供を実施


情報提供
・関係機関に対して文書により情報提供を実施


加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月： <u>200単位</u> モニタリング月： <u>300単位</u>
	<u>(新) 通院同行</u>	－	<u>300単位</u>
	<u>(新) 情報提供</u>	－	<u>150単位</u>
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	<u>(新) 通院同行</u>	－	<u>300単位</u>
	<u>(新) 情報提供</u>	－	<u>150単位</u>
その他加算	訪問	200・300単位	<u>300単位</u>
	情報提供	100単位	<u>150単位</u>

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等
医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	<u>対象者あり：60単位</u> <u>対象者なし：30単位</u>
行動障害支援体制加算		
精神障害者支援体制加算		
<u>(新) 高次脳機能障害者支援体制加算</u>	－	

- 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。